

令和 5 年 8 月 10 日

大分地方最低賃金審議会
会長 井田 雅貴 殿

大分地方最低賃金審議会
大分県最低賃金専門部会
部会長 井田 雅貴

令和 5 年度大分県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 5 年 7 月 4 日、大分地方最低賃金審議会において付託された大分県最低賃金の改正決定について、下記のとおり慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙 2 のとおりである。

記

1 労働者側委員の意見

昨今の物価上昇が、働く者の生活に非常に大きな影響を及ぼしており、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していることから、消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であること、生存権確保の観点から最低限生活可能な賃金水準を担保すべきこと、地域間格差が依然大きく隣県等への人材流出の一因となっている状況を是正する必要がある。

2 使用者側委員の意見

労働者の生計費、労働者の賃金及び通常の仕事の賃金支払能力の 3 要素を考慮する必要がある、通常の仕事の賃金支払能力を最も重視すべきであることを基本姿勢とし、最低賃金の決定にあたっては、エネルギー資源や原材料の価格など企業物価の高騰から経営環境は更に厳しい状況となっていることや中小企業においては価格転嫁が必ずしも進んでいないことなど考慮すると、大幅な引き上げには慎重にならざるを得ない。

3 審議の結果

上記 1 及び 2 の意見を踏まえ、慎重に議論を重ねたものの、意見の一致に至らなかったことから、公益委員から改定金額を 45 円とし、その理由を以下のとおり示した上で、採決を行った結果、賛成多数により別紙 1 の結論に至った。

(理由)

- ・大分はCランクの中で総合指数がトップであり、それに見合った改定額とすることが適当であると考えること。

- ・消費者物価指数については、大分はCランクの平均より下回っているものの、価格転嫁が進んだ場合には、消費者物価の上昇もありうるどころであり、その場合、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていくと考えられること。

一方、最低賃金の改定に当たっては、並行して価格転嫁が進むことが非常に重要であり、政府においても価格転嫁対策に強力に取り組むことが必要であると考えます。

- ・最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活の保障のためには、一定の程度の影響のある改定額とすることが適当であること。一方で、その影響が大きすぎることとなれば県内企業の経営に支障を来すおそれがあることから、その点も考慮する必要があること。

- ・大分県以外への人材の流失の防止や優秀な人材を確保し定着を図るためには、地域間格差、すなわち最低賃金の最高額と最低額の比率のみならず「額差」についても縮小する必要があると考えます。

- ・使用者側からも示されたように、県内企業の中で、特に小規模事業者は、賃金支払能力の面で厳しい状況であることは十分理解できるが、最低賃金法における通常の事業の賃金支払能力については、中央最低賃金審議会の目安答申において「・・・個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。」とされているところである。この点、県内の経済・雇用情勢について、各種指標によるに、まだ厳しい部分はあるものの、平均的には概ね回復傾向にあり、今後もその傾向は続く状況にあること。

一方、賃金支払能力の観点で厳しい状況にある小規模事業者に対しては、政府等による支援が行き届くとともに、支援策の一層の拡充が必要であると考えます。

以上、目安を参考にしつつ、総合的に考慮したうえで、公益委員としては、本年度の改定額を「45円」引き上げとすることが適当であると考えます。

また、今年度の改定額は、県内企業を取り巻く経営環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の面で厳しいものである。

このため、令和5年7月28日の中央最低賃金審議会の「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」で示された中小企業・小規

模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備、業務改善助成金の拡充による生産性向上の支援、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇・ものづくり補助金・事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化、価格転嫁対策における労務費・原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化等が必要であるが、これらは特に大分県をはじめとした地方においてこそ必要なものである。

このことから、使用者側委員から、下記二点の要望があった。

なお、これらについては労働側委員及び公益委員としても賛同するところである。

- ・ 価格転嫁がしやすい環境整備の推進

原材料価格の高騰や人件費の負担増に対して価格転嫁しやすい環境整備対策の一層の推進を図り、賃上げの原資の確保に向けた取組を強力に実施すること。

- ・ 最低賃金額以上の支払いが厳しい企業に対する支援強化

業務改善助成金、ものづくり補助金等、国及び県の助成金制度についてはその活用について広く周知に取り組むとともに、最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が、さらに活用しやすい制度となるよう改善に取り組むこと。

以上の要望事項について、当専門部会としては、大分地方最低賃金審議会の答申に盛り込んでいただきたい。

大 分 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
大分県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 899円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月6日

大分県最低賃金専門部会

(公益代表)

部会長	井田 雅貴	弁護士・社会保険労務士
部会長代理	田中 朋子	弁護士
同上	松隈 久昭	大分大学 経済学部教授

(労働者代表)

稲福 史	U Aゼンセン大分県支部 次長
鹿嶋 秀和	連合大分 副事務局長
藤本 雅史	連合大分 事務局長

(使用者代表)

大塚 浩	大分県商工会議所連合会 専務理事
神 昭雄	大分県中小企業団体中央会 専務理事
藤野 久信	大分県経営者協会 専務理事